

証券コード 8219
平成28年 6 月 3 日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

青山商事株式会社

代表取締役社長 青 山 理

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って平成28年 6 月 28 日（火曜日）午後 6 時 30 分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月 29 日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
青山商事株式会社 本社 4 階会議室（末尾ご案内略図ご参照）

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第52期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 1 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁から5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.aoyama-syouji.co.jp>）において、その旨掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社 N T T ドコモ、EZwebはK D D I 株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※ 携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策などにより企業業績や雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、為替や株価の急激な変化や、中国をはじめとした海外経済の減速懸念などから、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループでは、ビジネスウェア事業の収益力、競争力の強化を目指した諸施策を実施するとともに、グループ経営の基盤整備と収益力強化を図ってまいりました。

こうしたことから、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

(単位：百万円)

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|----------|---------|--------|--------|-----------------|
| 平成28年3月期 | 240,224 | 21,336 | 21,639 | 11,869 |
| 平成27年3月期 | 221,712 | 19,028 | 21,683 | 12,807 |
| 前期比 (%) | 108.3 | 112.1 | 99.8 | 92.7 |

<事業別の業績>

(単位：百万円)

| | 売上高 | | | | セグメント利益 (営業利益) | | | |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|------------|
| | 第52期 (当期) | 第51期 (前期) | 増減 | 前期比 (%) | 第52期 (当期) | 第51期 (前期) | 増減 | 前期比 (%) |
| | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | | | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | | |
| ビジネスウェア事業 | 187,931 | 179,107 | 8,823 | 104.9 | 19,523 | 17,537 | 1,985 | 111.3 |
| カジュアル事業 | 17,315 | 12,669 | 4,645 | 136.7 | △26 | △177 | 150 | — |
| カード事業 | 4,109 | 3,851 | 258 | 106.7 | 958 | 790 | 167 | 121.2 |
| 印刷・メディア事業 | 11,696 | 11,360 | 335 | 103.0 | 162 | 178 | △15 | 91.4 |
| 雑貨販売事業 | 15,460 | 15,339 | 120 | 100.8 | 541 | 458 | 82 | 118.0 |
| 総合リペアサービス事業 | 2,875 | — | 2,875 | — | 73 | — | 73 | — |
| その他 | 4,666 | 3,434 | 1,231 | 135.9 | 81 | 172 | △90 | 47.5 |
| 調整額 | △3,830 | △4,052 | 221 | — | 22 | 68 | △45 | 33.1 |
| 合計 | 240,224 | 221,712 | 18,512 | 108.3 | 21,336 | 19,028 | 2,308 | 112.1 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「△」は損失または減少を示しております。
3. 「調整額」欄の金額はグループ内取引であります。
4. セグメント別売上高、セグメント利益（営業利益）はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。
5. 当連結会計年度より報告セグメントの名称を変更しており、従来の「紳土販売事業」を「ビジネスウェア事業」、「商業印刷事業」を「印刷・メディア事業」にそれぞれ変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。
6. 平成27年12月16日付にて、ミニット・アジア・パシフィック㈱を完全子会社化したことに伴い、「総合リペアサービス事業」を新たに報告セグメントに追加しております。詳細につきましては、「連結注記表（その他の注記）企業結合・事業分離に関する注記」に記載のとおりであります。

売上高は2,402億24百万円と前連結会計年度に比べ185億12百万円増加いたしました。

主な要因は、ビジネスウェア事業において、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の回復がみられたことや、カジュアル事業における「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」の積極的な出店、昨年12月に完全子会社化いたしました、ミニット・アジア・パシフィック㈱の本年1月から3月までの3ヶ月間の売上高を加えたことなどによるものであります。

売上総利益は1,361億8百万円と前連結会計年度に比べ91億65百万円増加いたしました。

主な要因は、ビジネスウェア事業やカジュアル事業等の増収によるものであります。

営業利益は213億36百万円と前連結会計年度に比べ23億8百万円増加いたしました。

主な要因は、ビジネスウェア事業において、営業利益が前連結会計年度に比べ19億85百万円増加したことなどによるものであります。

経常利益は216億39百万円と前連結会計年度に比べ44百万円減少いたしました。

主な要因は、「包括的長期為替予約契約（クーポンスワップ契約）」等に係るデリバティブ評価損7億12百万円（前連結会計年度はデリバティブ評価益10億92百万円）を営業外費用として計上したことなどによるものであります。

特別損益では、特別損失として固定資産除売却損7億53百万円、減損損失9億59百万円を計上いたしました。

こうしたことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ9億38百万円減少し、118億69百万円となりました。

(2) 事業別の状況

<ビジネスウェア事業>

〔青山商事(株)ビジネスウェア事業、ブルーリバーズ(株)、(株)エム・ディー・エス、(株)栄商、服良(株)〕

当事業の売上高は1,879億31百万円（前期比104.9%）、セグメント利益（営業利益）は195億23百万円（前期比111.3%）となりました。

当事業の中核部門であります青山商事(株)のビジネスウェア事業につきましては、ショッピングセンター内を中心とした着実な出店、移転等を実施するなどマーケットシェア拡大を図るとともに、本年2月には新業態として、レディース専門店である「ホワイト ザ・スーツカンパニー」を、カスタムオーダー店である「ユニバーサル ランゲージ メジャーズ」をそれぞれ2店舗ずつ出店いたしました。また、既存店につきましては、「洋服の青山」において、800店舗突破を記念した『総力祭』、『青山祭』を実施したことに加え、前年、消費税増税による駆け込み需要の反動などにより売上が減少したことなどから、既存店売上高は前期比103.0%となりました。

主力アイテムでありますメンズスーツの販売着数は前期比99.2%の2,223千着、平均販売単価は前期比104.4%の27,484円となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

<ビジネスウェア事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成28年3月末現在）>

（単位：店）

| 業態名 | 洋服の青山 | ネクストブルー | ザ・スーツカンパニー | ユニバーサルランゲージ | ブルー エグゼクティブ | ユニバーサルランゲージメジャーズ | ホワイトザ・スーツカンパニー | 合計 |
|------------------------|-------|---------|------------|-------------|-------------|------------------|----------------|-------|
| 出店〔内 移転・建替〕 （4月～3月） | 19〔6〕 | 0 | 6〔1〕 | 5〔1〕 | 0 | 2 | 2 | 34〔8〕 |
| 閉店（4月～3月） | 3 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 期末店舗数（3月末） | 798 | 8 | 47 | 13 | 4 | 2 | 2 | 874 |

（注）「ザ・スーツカンパニー」には「TSC SPA OUTLET」を、「ユニバーサル ランゲージ」には「UL OUTLET」を含めております。

<カジュアル事業>〔青山商事(株)カジュアル事業、(株)イーグルリテイリング〕

当事業につきましては、中核部門であります(株)イーグルリテイリングにおいて、「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」を10店舗出店したことなどから、売上高は173億15百万円（前期比136.7%）、セグメント損失（営業損失）は26百万円（前期はセグメント損失（営業損失）1億77百万円）となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

＜カジュアル事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成28年3月末現在）＞

（単位：店）

| 業態名 | 青山商事(株)カジュアル事業 | | (株)イーグルリテイリング |
|------------------------|----------------|----------|------------------------|
| | キャラジャ | リーバイスストア | アメリカンイーグル アウトフィッターズ |
| 出店〔内 移転・建替〕 (4月～3月) | 0 | 1〔1〕 | 10 |
| 閉店(4月～3月) | 10 | 0 | 0 |
| 期末店舗数(3月末) | 13 | 6 | 28 |

(注)「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」にはアウトレット店を含めております。

＜カード事業＞〔株)青山キャピタル〕

当事業は、ビジネスウェア事業における効率的な販売促進を支援することを主たる目的に、事業を展開しております。「AOYAMAカード」会員の募集に注力するとともに、金融サービス事業を展開し、平成28年2月末現在の有効会員数は399万人（前期比13万人増）となりました。

当事業につきましては、ショッピング収入の増加などから、売上高は41億9百万円（前期比106.7%）、セグメント利益（営業利益）は9億58百万円（前期比121.2%）となりました。

なお、資金につきましては、親会社であります青山商事(株)等からの借入と社債の発行により調達しております。

＜印刷・メディア事業＞〔株)アスコン〕

印刷・広告業界においては、受注競争の激化などにより依然として厳しい経営環境が続いております。

当事業につきましては、新規取引先の受注増などにより、売上高は116億96百万円（前期比103.0%）となる一方、印刷用紙など原材料価格の高騰などにより、セグメント利益（営業利益）は1億62百万円（前期比91.4%）となりました。

＜雑貨販売事業＞〔株)青五〕

100円ショップ業界は、競合各社の積極的な出店など、業界の競争は一層苛烈さを増してきております。

「ダイソー&アオヤマ100YEN PLAZA」の店名で展開しております100円ショップは、「洋服の青山」、「キャラジャ」の閉鎖店舗の利用及び「洋服の青山」とのシナジー効果を狙った併設などを行っております。

当事業につきましては、業界内の競争激化などがある中、高額商品（150～500円）の取扱い増加などにより、売上高は154億60百万円（前期比100.8%）、セグメント利益（営業利益）は5億41百万円（前期比118.0%）となりました。

なお、平成28年2月末の店舗数は119店舗（前期末119店舗）であります。

<総合リペアサービス事業>〔ミニット・アジア・パシフィック㈱〕

平成27年12月16日付にて、ミニット・アジア・パシフィック㈱を完全子会社化したことに伴い、「総合リペアサービス事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

当事業の本年1月から3月までの3ヶ月間の売上高は28億75百万円、セグメント利益（営業利益）は73百万円となりました。

同社は、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において「ミスターミニット」の統一ブランドのもと消費者向けに靴修理、鍵複製をはじめとした総合リペアサービスを提供しており、業界内におけるリーディングカンパニーとして、グループ全体で577店舗（平成28年3月末現在）を展開しております。

同社が提供するサービスを取り込むことにより、強みを有するスーツ分野に加え、ビジネスシューズやアフターケア・グッズ分野における事業の拡大・充実にも大きく寄与し、当社が提供する付加価値が更に強化されるものと考えております。

また、ミニット・アジア・パシフィック㈱にとりましても、当社グループが有する店舗網や顧客基盤等を活用することで事業の更なる拡大が図られ、今後の同社の成長戦略に弾みがつくものと確信しております。

なお、詳細につきましては、「連結注記表（その他の注記）企業結合・事業分離に関する注記」に記載のとおりであります。

<その他>〔青山商事㈱リユース事業、㈱glob〕

その他の事業につきましては、㈱globの運営する「焼肉きんぐ」を7店舗出店したことなどから、売上高は46億66百万円（前期比135.9%）となる一方、出店経費等の増加などから、セグメント利益（営業利益）は81百万円（前期比47.5%）となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

<その他の事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成28年3月末現在）>
(単位：店)

| 業態名 | 青山商事㈱リユース事業 | | ㈱glob | |
|------------|-------------|----------|-------|-----|
| | セカンドストリート | ジャンブルストア | 焼肉きんぐ | ゆず庵 |
| 出店（4月～3月） | 3 | 1 | 7 | 2 |
| 閉店（4月～3月） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 期末店舗数（3月末） | 9 | 2 | 21 | 2 |

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は132億24百万円であります。

ビジネスウェア事業における設備投資の総額は96億75百万円であり、主要なものは新店舗出店、既存店舗の移転等に伴う投資であります。

カジュアル事業における設備投資の総額は16億70百万円であり、主要なものはアメリカンイーグルアウトフィッターズの新店舗出店によるものであります。

カード事業における設備投資の総額は19百万円であり、主要なものはカード業務に係るシステム投資であります。

印刷・メディア事業における設備投資の総額は2億77百万円であり、主要なものは生産体制の拡充を図るためのものであります。

雑貨販売事業における設備投資の総額は56百万円であり、主要なものは既存店舗の修繕等によるものであります。

総合リペアサービス事業における設備投資の総額（平成27年12月16日から当事業年度末日まで）は95百万円であり、主要なものはミスターミニットの新規出店によるものであります。

その他における設備投資の総額は14億32百万円であり、主要なものはセカンドストリート、焼肉きんぐ及びびゅう庵の新店舗出店によるものであります。

なお、当連結会計年度中において、新たに出店、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

① ビジネスウエア事業

<新規出店>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|---|
| 関東地方 | 13 | まるひろ南浦和店、イオンレイクタウン店 (UL)、柏東口店、幕張店 (UL OUTLET)、足立竹の塚店、スーパービバホーム豊洲店、ららぽーと立川立飛店 (TSC)、渋谷宮下公園店 (TSC)、大丸東京店 (UL)、渋谷神南店 (UL MEASURE'S)、新宿店 (WHITE TSC)、イトーヨーカドー上大岡店、ららぽーと海老名店 (TSC) |
| 中部地方 | 2 | 名古屋一社店、名古屋茶屋店 |
| 近畿地方 | 8 | イオンモール橿原店、京都桂川店、大丸京都店 (UL)、南千里店、ららぽーとEXOCITY店 (TSC)、あべのハルカス店 (UL MEASURE'S)、グランフロント大阪店 (WHITE TSC)、西宮中前田店 |
| 中国地方 | 1 | イオンモール広島府中店 (TSC) |
| 四国地方 | 1 | 松山久米店 |
| 九州地方 | 1 | 筑紫野店 |
| 合計 | 26 | — |

<移転>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|--|
| 関東地方 | 3 | ハーバーシティ蘇我店、ヨドバシAkiba店 (TSC) ※、新宿店 (UL) |
| 中部地方 | 3 | 新砺波店、新敦賀店、新袋井店 |
| 近畿地方 | 1 | 新橿原店 |
| 中国地方 | 1 | 新下松店 |
| 合計 | 8 | — |

(注) ※は施設内の移転であります。

<閉店>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|--|
| 関東地方 | 4 | イオンモール木更津店 (NB)、町田モディ店 (NB)、新宿東口店 (TSC)、本厚木東口店 |
| 中部地方 | 1 | イオンモール各務原店 (NB) |
| 近畿地方 | 2 | 京都洛西店、京橋京阪モール店 (NB) |
| 四国地方 | 1 | イオンモール新居浜店 (NB) |
| 九州地方 | 2 | コマースモール博多店、イオンモール大傘田店 (NB) |
| 合計 | 10 | — |

(注) 1. 営業店名のうしろにカッコ書のないものは「洋服の青山」であります。

2. 業態名

- NB : ネクストブルー
- TSC : ザ・スーツカンパニー
- UL : ユニバーサル ランゲージ
- BG : ブルー エ グリージオ
- UL MEASURE'S : ユニバーサル ランゲージ メジャーズ
- WHITE TSC : ホワイト ザ・スーツカンパニー

② カジュアル事業

<新規出店>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|---|
| 関東地方 | 6 | ららぽーと富士見店、コクーンシティ店、イオンレイクタウン店、酒々井プレミアム・アウトレット店、ららぽーと立川立飛店、ららぽーと海老名店 |
| 近畿地方 | 3 | イオンモール四条畷店、ららぽーとEXPOCITY店、イオンモール橿原店 |
| 九州地方 | 1 | イオンモール沖縄ライカム店 |
| 合計 | 10 | — |

(注) 営業店名のうしろにカッコ書のないものは「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」であります。

<移転>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|----------------------|
| 中部地方 | 1 | 名古屋パルコ店 (リーバイスストア) ※ |
| 合計 | 1 | — |

(注) ※は施設内の移転であります。

<閉店>

| 地域 | 店舗数 | 営業店名 |
|------|-----|--|
| 近畿地方 | 7 | 京都桂南店 (キャラジャ)、泉大津店 (キャラジャ)、松原店 (キャラジャ)、洲本店 (キャラジャ)、尼崎久々知店 (キャラジャ)、神戸西店 (キャラジャ)、西宮店 (キャラジャ) |
| 中国地方 | 1 | 広島緑井店 (キャラジャ) |
| 四国地方 | 1 | 徳島応神店 (キャラジャ) |
| 九州地方 | 1 | 飯塚穂波店 (キャラジャ) |
| 合計 | 10 | — |

③ 雑貨販売事業

該当事項はありません。

④ 総合リペアサービス事業

| 地域 | ミスターミニット | | | | | |
|-------|----------|------|------|------|------|------|
| | <新規出店> | | | <閉店> | | |
| | 店舗数 | | | 店舗数 | | |
| | 計 | 直営店舗 | FC店舗 | 計 | 直営店舗 | FC店舗 |
| 日本 | 10 | 8 | 2 | 11 | 6 | 5 |
| オセアニア | 15 | 7 | 8 | 3 | | 3 |
| アセアン | 4 | 4 | | 2 | 2 | |
| 中国 | 1 | | 1 | 1 | 1 | |
| 合計 | 30 | 19 | 11 | 17 | 9 | 8 |

- (注) 1. 上記は年間での新規出店及び閉店店舗数であります。
 2. 店名は省略しております。
 3. 直営店舗からFC店舗に変更した店舗は合計20店舗（日本3店舗、オセアニア13店舗、アセアン4店舗）であります。

⑤ その他の事業

<新規出店>

| 地域 | リユース事業 | | 飲食事業 | |
|------|--------|--------------------|------|--|
| | 店舗数 | 営業店名 | 店舗数 | 営業店名 |
| 中部地方 | 1 | 甲府バイパス店（セカンドストリート） | 7 | 上越セントラルスクエア店（焼肉きんぐ）、 砺波店（焼肉きんぐ）、 小松店（焼肉きんぐ）、 甲府昭和店（焼肉きんぐ）、 甲府国母店（ゆず庵）、 長野南高田店（ゆず庵）、 蒲郡店（焼肉きんぐ） |
| 近畿地方 | 1 | 洲本店（セカンドストリート） | | |
| 中国地方 | 1 | 宇部店（ジャンブルストア） | 1 | 広島井口店（焼肉きんぐ） |
| 四国地方 | 1 | 徳島応神店（セカンドストリート） | | |
| 九州地方 | | | 1 | 鹿屋バイパス店（焼肉きんぐ） |
| 合計 | 4 | — | 9 | — |

(4) 資金調達の状況

当社は、当期において長期借入金400億円を調達しております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年12月16日付で、「ミスターミニット」の統一ブランドのもと、靴修理及び鍵複製等をはじめとした総合リペアサービスを提供しておりますミニット・アジア・パシフィック㈱の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(9) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、中長期的には少子高齢化に伴うスーツマーケットの縮小や生産コストの上昇等が見込まれるなど、依然として厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境下、当社グループが厳しい競争を勝ち抜き、持続的な成長を実現するためには、既存事業の安定成長、事業領域の拡大が必要であるとの認識のもと、2017年度を最終年度とした中期経営計画「CHALLENGE 2017」を策定し、現在その達成に向け各施策を推進しております。

その中で当社グループは、レディース売上の拡大などコア事業であるビジネスウェア事業の安定成長と、当社グループがこの50年で培ってきた強み（販売力・店舗開発力、商品調達力、品質へのこだわり、顧客基盤）を活かし飲食事業、海外事業及び新規事業など積極的な事業領域の拡大を図り、安定的なビジネスポートフォリオを構築し、持続的な成長で社会に貢献できる企業を目指します。

また、改正会社法の施行及びコーポレートガバナンス・コードの適用開始に対応したガバナンス態勢の高度化、コンプライアンス体制の確立、人事戦略の再構築やCSR活動の拡大など、さらなる企業価値向上を図るべく、すべてのステークホルダーと正面から向き合い適切な協働を進めてまいります。

今後も事業環境は変化していくものと予想されますが、当社グループは、常に時代のニーズを的確に把握し、レディースを含めたビジネスウェア等の販売とその関連分野において、青山グループとしての強みを活かし、新たな成長軌道を創造することで、お客様、株主様、取引先様、従業員及び地域社会に貢献していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 \ 期 別 | 第 49 期 (平成25年 3 月期) | 第 50 期 (平成26年 3 月期) | 第 51 期 (平成27年 3 月期) | 第 52 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 | 212,400 | 222,139 | 221,712 | 240,224 |
| 営 業 利 益 | 21,267 | 22,590 | 19,028 | 21,336 |
| 経 常 利 益 | 24,635 | 24,650 | 21,683 | 21,639 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 12,621 | 12,962 | 12,807 | 11,869 |
| 1株当たり当期純利益 | 204円66銭 | 214円75銭 | 221円55銭 | 218円6銭 |
| 総 資 産 | 344,373 | 352,733 | 350,752 | 399,651 |
| 純 資 産 | 240,027 | 244,231 | 238,069 | 236,723 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

第49期

レディスなどが好調に推移したことなどにより、2期連続の増収増益となりました。

第50期

創業50周年を記念した施策を実施したことなどにより、3期連続の増収増益となりました。

第51期

消費税増税に伴う駆け込み需要の反動などから、減収減益となりました。

第52期（当連結会計年度）

第52期につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 \ 期 別 | 第 49 期 (平成25年 3 月期) | 第 50 期 (平成26年 3 月期) | 第 51 期 (平成27年 3 月期) | 第 52 期 (当期) (平成28年 3 月期) |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 | 178,503 | 185,709 | 181,480 | 189,700 |
| 営 業 利 益 | 20,025 | 21,063 | 17,101 | 19,196 |
| 経 常 利 益 | 23,735 | 23,613 | 20,089 | 20,087 |
| 当 期 純 利 益 | 12,657 | 13,781 | 12,249 | 11,513 |
| 1株当たり当期純利益 | 205円24銭 | 228円32銭 | 211円89銭 | 211円52銭 |
| 総 資 産 | 299,234 | 304,565 | 298,037 | 338,739 |
| 純 資 産 | 230,147 | 234,752 | 227,524 | 226,512 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

（単位：百万円、％）

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|-------------|---------------|-------------------------------------|
| ㈱青山キャピタル | 5,000 | 100.0 | クレジットカード事業 |
| ㈱エム・ディー・エス | 50 | 100.0 | 演出物の企画・調達 |
| ㈱栄商 | 40 | 100.0 | 宣伝消耗品等の企画・調達 |
| ㈱glob | 10 | 100.0 | 飲食事業を展開 |
| 服良㈱ | 303 | 100.0 | スーツ等の生産 |
| ミニット・アジア・パシフィック㈱ | 100 | 100.0 | 日本国内の消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供 |
| Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd. | 51,327千SG\$ | 100.0 (100.0) | オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括 |
| Minit Australia Pty Limited | 11,369千AS\$ | 100.0 (100.0) | オーストラリアの消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供 |
| Minit New Zealand Limited | 50千NZ\$ | 100.0 (100.0) | ニュージーランドの消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供 |
| Mister Minit(Singapore)Pte.Ltd. | 905千SG\$ | 100.0 (100.0) | 東南アジア諸国の消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供 |
| ㈱イーグルリテイリング | 100 | 90.0 | カジュアル衣料品の販売 |
| ㈱アスコン | 720 | 56.1 | 商業印刷物の企画・制作 |
| ブルーリバーズ㈱ | 10 | 50.0 [10.0] | 縫製加工業 |
| ㈱青五 | 200 | 40.0 [25.0] | 100円ショップを展開 |
| 上海服良時装有限公司 | 23,477千元 | 100.0 (100.0) | スーツ等の製造受託 |
| 上海服良国際貿易有限公司 | 1,156千元 | 100.0 (100.0) | スーツ等の協力工場の統括 |
| PT. FUKURYO INDONESIA | 76,840百万ルピア | 90.0 (90.0) | スーツ等の製造 |

(注) 1. 当社の出資比率の () 書は、間接所有割合で内数を記載しております。

2. 当社の出資比率の [] 書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

(12) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社22社及び非連結子会社5社により構成され、ビジネスウェア事業、カジュアル事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業及び総合リペアサービス事業の6事業の他、リユース事業及び飲食事業を行っております。

(13) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名称 | 所在地 |
|----------|--|
| 本社 | 広島県福山市王子町一丁目3番5号 |
| 東京本部 | 東京都台東区上野四丁目5番10号 TSC TOWER 7階 |
| TSC 営業部 | 東京都渋谷区宇田川町21番8号 渋谷平和ビル6階 |
| 営業店 | 全国904店舗 (ビジネスウェア事業874店舗、カジュアル・リユース事業30店舗) |
| 神辺商品センター | 広島県福山市神辺町大字西中条字深水1727番地の1 |
| 井原商品センター | 岡山県井原市大江町1345番地の2 |
| 田川商品センター | 福岡県田川市大字伊田2423番地の4 |
| 千葉センター | 千葉県千葉市美浜区新港32番地22号 |

② ビジネスウェア事業の営業店

(単位：店)

| 期別 地域 | 平成27年 3月末 店舗数 | 平成28年 3月末 店舗数 | 青 山 | NB | TSC | UL | BG | UL MEASURE'S | WHITE TSC |
|----------|---------------------|---------------------|-----|----|-----|----|----|-----------------|--------------|
| 北海道地方 | 36 | 36 | 34 | | 1 | 1 | | | |
| 東北地方 | 62 | 62 | 61 | | 1 | | | | |
| 関東地方 | 285 | 294 | 252 | 4 | 25 | 8 | 3 | 1 | 1 |
| 中部地方 | 145 | 146 | 141 | 1 | 4 | | | | |
| 近畿地方 | 153 | 159 | 141 | 1 | 10 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 中国地方 | 53 | 54 | 49 | 1 | 4 | | | | |
| 四国地方 | 27 | 27 | 26 | 1 | | | | | |
| 九州地方 | 97 | 96 | 94 | | 2 | | | | |
| 合 計 | 858 | 874 | 798 | 8 | 47 | 13 | 4 | 2 | 2 |

(注) 1. 業態名

- NB : ネクストブルー
- TSC : ザ・スーツカンパニー
- UL : ユニバーサル ランゲージ
- BG : ブルー エ グリージオ
- UL MEASURE'S : ユニバーサル ランゲージ メジャーズ
- WHITE TSC : ホワイト ザ・スーツカンパニー

2. 「ザ・スーツカンパニー」には「TSC SPA OUTLET」を、「ユニバーサル ランゲージ」には「UL OUTLET」を含めております。

③ カジュアル事業の営業店

(単位：店)

| 地域 | 期別 | 平成27年 | 平成28年 | キャラジャ | リーバイストア | アメリカンイーグル アウトフィッターズ |
|-------|----|------------|------------|-------|---------|------------------------|
| | | 3月末 店舗数 | 3月末 店舗数 | | | |
| 北海道地方 | | 1 | 1 | | | 1 |
| 東北地方 | | | | | | |
| 関東地方 | | 9 | 15 | | 2 | 13 |
| 中部地方 | | 9 | 9 | 4 | 1 | 4 |
| 近畿地方 | | 20 | 16 | 5 | 3 | 8 |
| 中国地方 | | 4 | 3 | 3 | | |
| 四国地方 | | 3 | 2 | 1 | | 1 |
| 九州地方 | | 1 | 1 | | | 1 |
| 合 計 | | 47 | 47 | 13 | 6 | 28 |

(注)「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」にはアウトレット店を含めております。

④ 雑貨販売事業の営業店

(単位：店)

| 地域 | 期別 | ダイソー&アオヤマ100YEN PLAZA | |
|-------|----|-----------------------|--------------|
| | | 平成27年2月末 店舗数 | 平成28年2月末 店舗数 |
| 北海道地方 | | 15 | 15 |
| 東北地方 | | 10 | 10 |
| 関東地方 | | 15 | 15 |
| 中部地方 | | 15 | 15 |
| 近畿地方 | | 10 | 10 |
| 中国地方 | | 16 | 16 |
| 四国地方 | | 7 | 7 |
| 九州地方 | | 31 | 31 |
| 合 計 | | 119 | 119 |

⑤ 総合リペアサービス事業の営業店

(単位：店)

| 地域 | 期別 | ミスターミニット | |
|-------|----|--------------|--------------|
| | | 平成27年3月末 店舗数 | 平成28年3月末 店舗数 |
| 北海道地方 | | 7 | 7 |
| 東北地方 | | 7 | 7 |
| 関東地方 | | 171 | 172 |
| 中部地方 | | 23 | 22 |
| 近畿地方 | | 44 | 44 |
| 中国地方 | | 19 | 19 |
| 四国地方 | | 3 | 3 |
| 九州地方 | | 20 | 19 |
| 日本計 | | 294 | 293 |
| オセアニア | | 246 | 258 |
| アセアン | | 17 | 19 |
| 中国 | | 7 | 7 |
| 海外計 | | 270 | 284 |
| 合計 | | 564 | 577 |

(注) 店舗数には以下のFC店舗を含んでおります。

平成27年3月末 283店舗（日本81店舗、オーストラリア165店舗、ニュージーランド36店舗、中国1店舗）

平成28年3月末 306店舗（日本81店舗、オーストラリア182店舗、ニュージーランド37店舗、シンガポール4店舗、中国2店舗）

⑥ その他の事業の営業店

(単位：店)

| 地域 | 期別 | リユース事業 | | | | 飲食事業 | | | |
|-------|----|--------------|--------------|-----------|---------|--------------|--------------|-----|-----|
| | | 平成27年3月末 店舗数 | 平成28年3月末 店舗数 | セカンドストリート | ジャンプストア | 平成27年3月末 店舗数 | 平成28年3月末 店舗数 | 焼き肉 | ゆず庵 |
| 北海道地方 | | | | | | | | | |
| 東北地方 | | | | | 2 | 2 | 2 | | |
| 関東地方 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 中部地方 | | 2 | 3 | 3 | 2 | 9 | 7 | 2 | |
| 近畿地方 | | 2 | 3 | 2 | 1 | | | | |
| 中国地方 | | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | | |
| 四国地方 | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 九州地方 | | 1 | 1 | 1 | 7 | 8 | 8 | | |
| 合計 | | 7 | 11 | 9 | 2 | 14 | 23 | 2 | |

⑦ 子会社の主要な事業所及び工場

| 会 社 名 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------------------------|--------|---|
| ㈱青山キャピタル | 本社 | 広島県福山市船町8番14号 |
| | 支店 | 倉敷支店(岡山県倉敷市) |
| | 営業所 | 東京営業所(東京都千代田区) |
| ㈱エム・ディー・エス | 本社 | 岡山県井原市大江町1345番地の1 |
| ㈱栄商 | 本社 | 岡山県井原市大江町1345番地の1 |
| ㈱アスコン | 本社 | 広島県福山市港町一丁目15番27号 |
| | 支店 | 東京支店(東京都中央区)、大阪支店(大阪市北区)、九州支店(福岡市博多区) |
| ブルーリバース㈱ | 本社 | 広島県福山市王子町二丁目14番38号 |
| ㈱青五 | 本社 | 広島県福山市王子町二丁目14番38号 |
| | 営業店 | 全国119店舗 |
| ㈱イーグルリテイリング | 本社 | 東京都渋谷区神宮前6-10-11 原宿ソフィアビル7階 |
| | 営業店 | 全国28店舗 |
| ㈱g1ob | 本社 | 広島県福山市王子町一丁目3番5号 |
| | 営業店 | 全国23店舗 |
| 服良㈱ | 本社 | 愛知県名古屋市長区一社一丁目74番地 |
| | 配送センター | 守山配送センター(愛知県名古屋市長守山区) |
| 上海服良時装有限公司 | 本社及び工場 | 中国 上海市 |
| 上海服良国際貿易有限公司 | 本社及び工場 | 中国 上海市 |
| PT. FUKURYO INDONESIA | 本社及び工場 | インドネシア 中部ジャワ州 スマラン県 |
| ミニット・アジア・パシフィック㈱ | 本社 | 東京都港区芝公園1丁目8番12号 NBF芝公園大門通りビル4階 |
| | 配送センター | 静岡県御殿場市駒門705-4 |
| Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd. | 本社 | 16 New Industrial Road, #02-04, Hudson Technocentre, Singapore 536204 |
| Minit Australia Pty Limited | 本社 | 90-96 Bath Road, Kirrawee NSW Australia 2232 |
| Minit New Zealand Limited | 本社 | 90-96 Bath Road, Kirrawee NSW Australia 2232 |
| Mister Minit(Singapore)Pte.Ltd. | 本社 | 16 New Industrial Road, #02-04, Hudson Technocentre, Singapore 536204 |

(14) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末 |
|----------------|----------------|
| 7,193名（4,225名） | 5,891名（3,488名） |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員の期末における8時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 従業員数が当連結会計年度において1,302名増加しておりますが、主としてミニット・アジア・パシフィック㈱を完全子会社化したことなどによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 3,660名 | 88名増 | 35.9歳 | 12.1年 |

(15) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---------|--------|
| ㈱みずほ銀行 | 18,700 |
| ㈱三井住友銀行 | 17,800 |
| ㈱もみじ銀行 | 11,000 |

百万円

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 174,641,100株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 55,394,016株 |
| (3) 1単元の株式の数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 6,104名(前期末比 86名増) |
| (5) 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|-------|------|
| | 千株 | % |
| いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド | 4,982 | 9.26 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 4,307 | 8.01 |
| (有)青山物産 | 4,298 | 7.99 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) | 3,089 | 5.74 |
| 青山理 | 1,661 | 3.09 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9) | 1,281 | 2.38 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 1,007 | 1.87 |
| 星野商事(有) | 1,001 | 1.86 |
| (株)三井住友銀行 | 1,000 | 1.85 |
| BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135 | 987 | 1.83 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
 3. 当社は自己株式1,592千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当連結事業年度に取得いたしました自己株式総数は1,681,000株（消却後の発行済株式総数（自己株式含む）に対する割合 3.03%）、取得総額は7,699百万円であります。
- ② 平成27年7月7日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月14日付で600万株（消却前の発行済株式総数（自己株式含む）に対する割合 9.77%）の自己株式消却を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- | | | |
|-----------------|--------|------------------|
| ① 新株予約権の数 | | 300個 |
| ② 目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 30,000株 |
| | | (新株予約権1個につき100株) |

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年1月8日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

<新株予約権の募集の目的及び理由>

平成27年1月28日に公表いたしました中期経営計画「CHALLENGE 2017」における業績目標（平成30年3月期 連結営業利益 270億円）達成の意欲を高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.47%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-------|----|------|--------|----|------|----------------|--|--|-------|-----|------|----------|-----|------|
| 発行決議日 | 平成28年1月8日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の数 | 2,580個 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 258,000株 (新株予約権1個につき100株) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 447,000円 (1株当たり4,470円) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 権利行使期間 | 平成30年7月2日から平成31年6月28日まで | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行使の条件 | (注) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割当先 | <table> <tr> <td>当社取締役</td> <td>6名</td> <td>600個</td> </tr> <tr> <td>当社執行役員</td> <td>9名</td> <td>450個</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(取締役を兼務する者を除く)</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>30名</td> <td>900個</td> </tr> <tr> <td>当社子会社取締役</td> <td>21名</td> <td>630個</td> </tr> </table> | 当社取締役 | 6名 | 600個 | 当社執行役員 | 9名 | 450個 | (取締役を兼務する者を除く) | | | 当社従業員 | 30名 | 900個 | 当社子会社取締役 | 21名 | 630個 |
| 当社取締役 | 6名 | 600個 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社執行役員 | 9名 | 450個 | | | | | | | | | | | | | | |
| (取締役を兼務する者を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社従業員 | 30名 | 900個 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社子会社取締役 | 21名 | 630個 | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の平成30年3月期の営業利益が270億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、当該新株予約権者の権利を相続できるものとする。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|--|-----------------------|---|
| 取締役会長 (代表取締役) | みやまえ しょうぞう 宮 前 省 三 | ㈱青山キャピタル 代表取締役社長 |
| 取締役副会長 (代表取締役) | みやまえ ひろみき 宮 前 洋 昭 | ブルーリバーズ㈱ 取締役 |
| 取締役社長 (代表取締役) (兼執行役員社長) | あおやま おさむ 青 山 理 | ㈱イーグルリテイリング 代表取締役社長 ㈱青山物産 代表取締役 ㈱青山キャピタル 取締役 ㈱青五 取締役 ㈱エム・ディー・エス 取締役 ㈱栄商 取締役 ㈱glob 取締役 |
| 取締役副社長 (執行役員副社長) (企画管理本部長) | みやたけ まこと 宮 武 真 人 | ㈱エム・ディー・エス 取締役 ㈱栄商 取締役 ㈱イーグルリテイリング 監査役 服良㈱ 監査役 ミニット・アジア・パシフィック㈱ 取締役 |
| 取締役 (常務執行役員) (営業本部長) | まつかわ よしゆき 松 川 修 之 | ブルーリバーズ㈱ 取締役 |
| 取締役 (常務執行役員) (商品本部長) (兼カジュアル・ リユース事業本部長) | おかの しんじ 岡 野 真 二 | 服良㈱ 取締役 |
| 取締役 | うちばやし せいし 内 林 誠 之 | 弁護士 ヤスハラケミカル㈱ 社外監査役 |
| 常任監査役 (常勤) | おおさこ ともかず 大 迫 智 一 | ㈱青山キャピタル 監査役 |
| 監査役 | おおき ひろし 大 木 洋 | 税理士 安芸観光ゴルフ㈱ 社外監査役 |
| 監査役 | たけがわ きよし 竹 川 清 | 公認会計士 税理士 |
| 監査役 | わたなべ とおる 渡 邊 徹 | 弁護士 SHO-BI㈱ 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役 内林 誠之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 取締役 内林 誠之氏は弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しており、法令を踏まえた客観的な視点で経営の監視、監督を遂行できる十分な見識を有するものであります。
3. 監査役 大木 洋、竹川 清及び渡邊 徹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 監査役 大木 洋氏は、税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 竹川 清氏は、公認会計士並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査役 遠藤 幸辰氏は、平成27年6月26日付で当社監査役を退任いたしました。
7. 監査役 渡邊 徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有するものであります。
8. 当社は、平成17年6月29日より執行役員制度を導入しております。

平成28年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|----------|-------|--------------------------|
| 執行役員 | 平川 省三 | 総務部長 |
| 執行役員 | 藤井 康博 | 開発本部長 |
| 執行役員 | 藤井 満典 | 販促部長兼NB営業部長 |
| 執行役員 | 水谷 修 | TSC 事業本部長 兼 TSC 商品部長 |
| 執行役員 | 前川 義之 | 商品副本部長 |
| 執行役員 | 四茂野 聡 | IT・システム部長 兼情報セキュリティ担当 |
| 執行役員 | 千葉 直郎 | 東京本部長 兼人材開発部長 |
| 執行役員 | 財津 伸二 | 企画管理副本部長 兼総合企画部長 |
| 執行役員 | 古市 誉富 | 株式会社 glob 代表取締役社長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 員数 | 支給額 |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 7名 (1名) | 335百万円 (12百万円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 5名 (3名) | 34百万円 (21百万円) |
| 合計 | 12名 | 370百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給限度額は、平成18年6月29日開催の第42回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の支給限度額は、平成5年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の監査役の員数には、平成27年6月26日開催の第51回定時株主総会の終結のときをもって退任した、監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 役職 | 氏名 | 兼職先 | 兼職内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-------|-------|-----------|-------|-------------------------------------|
| 社外取締役 | 内林 誠之 | ヤスハラケミカル㈱ | 社外監査役 | 当社とヤスハラケミカル㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 大木 洋 | 安芸観光ゴルフ㈱ | 社外監査役 | 当社と安芸観光ゴルフ㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 渡邊 徹 | SHO-BI㈱ | 社外取締役 | 当社とSHO-BI㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。 |

② 当社または特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 事業年度における主な活動状況

| 役職 | 氏名 | 取締役会 出席状況 | 監査役会 出席状況 | 発言状況 |
|-------|-------|--------------|--------------|--|
| 社外取締役 | 内林 誠之 | 14回中14回 | — | 取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大木 洋 | 14回中14回 | 14回中14回 | 取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 竹川 清 | 14回中14回 | 14回中14回 | 取締役会及び監査役会において、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 渡邊 徹 | 14回中13回 | 14回中13回 | 取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 123百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りなどの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査に関する合意された手続業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要および当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社会的責任および企業倫理を遵守すべく、役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、規程（コンプライアンス・マニュアル）を制定し周知徹底させる。
- ② 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
- ③ 役員および従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供をおこなう手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄の検査部・東京検査部が内部監査を実施する。
- ⑤ 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力および団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応をおこなう。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」にもとづき、担当部署が保存および管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討をおこない、必要に応じて役員会、経営会議において審議する。

- ② 業務運営上のリスクについては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応をおこなうべく関連各部門との情報交換によりリスク管理をおこなう。特に個人情報に関しては、「情報セキュリティ担当役員」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応をおこない、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行をおこなう。
- ② 取締役、執行役員ならびに監査役による経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的に原則月1回開催する。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を経営会議等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
- ④ 業務執行に関する重要事項および取締役会の付議事項の審議機関として、取締役および監査役で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行をおこなう。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれる体制、ならびに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議をおこなう。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ 「コンプライアンス委員会」には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかチェックする。
- ④ 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
- ② 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告をおこなう。また、その他の重要な事項について、稟議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
- ② 監査役は、原則、役員会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役および従業員より、報告を受けるものとする。
- ③ 子会社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告をおこなう。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。
- ④ 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および従業員に求めることができる。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査役が職務執行に必要なであると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
- ② 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ③ 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
- ④ 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報・意見交換等をおこなうための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通じて、グループ全体のコンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内部通報制度により不適切な事象の早期発見、早期是正に取り組んでいる。また検査部を内部監査部に刷新し、内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、りん議書についても、担当部署により「文書管理規程」に基づき保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、経営会議および役員会にて審議をおこない、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また業務管理上のリスクについては、各規程の整備と周知徹底および関連会社を含めたリスクの可視化をすすめている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

経営会議、役員会は目的に沿って円滑に運営しており、2015年度より中期経営計画のフォローを追加し、四半期ごとに進捗状況の確認と共有化を図っている。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務所管部署により子会社リスク管理体制作りをすすめており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、検査部を内部監査部に刷新し内部監査体制の強化を図り、グループ会社の業務状況について、定期的に監査をおこなう体制作りをすすめている。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあっている。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内部通報制度の周知を図り、会社に重大な損失を与える事項の発生もしくは発生のおそれ等があるときは、速やかに監査役に報告する体制をとっている。また監査役は、役員会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、報告を受け、適宜、積極的な発言がおこなわれている。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程に則り、報告を理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について、あらかじめ予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 213,174 | 流動負債 | 65,001 |
| 現金及び預金 | 57,544 | 支払手形及び買掛金 | 19,880 |
| 受取手形及び売掛金 | 18,536 | 電子記録債務 | 18,373 |
| 有価証券 | 25,899 | 短期借入金 | 3,050 |
| たな卸資産 | 55,078 | 未払金 | 9,467 |
| 繰延税金資産 | 2,282 | 未払法人税等 | 7,167 |
| 営業貸付金 | 48,915 | 賞与引当金 | 1,681 |
| その他の | 5,150 | その他の | 5,381 |
| 貸倒引当金 | △232 | | |
| 固定資産 | 186,369 | 固定負債 | 97,925 |
| 有形固定資産 | 109,797 | 社 債 | 24,000 |
| 建物及び構築物 | 61,635 | 長期借入金 | 58,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,774 | 退職給付に係る負債 | 5,835 |
| 土地 | 35,975 | ポイント引当金 | 3,029 |
| リース資産 | 4,040 | その他の | 7,060 |
| 建設仮勘定 | 304 | | |
| その他の | 6,066 | | |
| 無形固定資産 | 21,241 | 負債合計 | 162,927 |
| 借地権 | 887 | | |
| 商標権 | 4,719 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 2,142 | 株主資本 | 248,793 |
| 電話加入権 | 137 | 資 本 金 | 62,504 |
| のれん | 12,090 | 資 本 剰 余 金 | 62,527 |
| その他の | 1,262 | 利 益 剰 余 金 | 131,050 |
| 投資その他の資産 | 55,330 | 自 己 株 式 | △7,289 |
| 投資有価証券 | 9,766 | その他の包括利益累計額 | △14,686 |
| 長期貸付金 | 4,678 | その他有価証券評価差額金 | 1,770 |
| 繰延税金資産 | 7,795 | 繰延ヘッジ損益 | △70 |
| 敷金及び保証金 | 27,108 | 土地再評価差額金 | △16,141 |
| 退職給付に係る資産 | 208 | 為替換算調整勘定 | 208 |
| 投資不動産 | 3,598 | 退職給付に係る調整累計額 | △453 |
| その他の | 2,202 | 新株予約権 | 13 |
| 貸倒引当金 | △27 | 非支配株主持分 | 2,602 |
| 繰延資産 | 107 | | |
| 社債発行費 | 107 | 純資産合計 | 236,723 |
| 資産合計 | 399,651 | 負債及び純資産合計 | 399,651 |

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 240,224 |
| 売 上 原 価 | | 104,116 |
| 売 上 総 利 益 | | 136,108 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 114,771 |
| 営 業 利 益 | | 21,336 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 168 | |
| 受 取 配 当 金 | 191 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 1,004 | |
| 為 替 差 益 | 373 | |
| そ の 他 | 482 | 2,220 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 84 | |
| 不 動 産 賃 貸 原 価 | 860 | |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損 | 712 | |
| そ の 他 | 259 | 1,917 |
| 経 常 利 益 | | 21,639 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 4 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 11 | 15 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 753 | |
| 減 損 損 失 | 959 | 1,713 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 19,942 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,628 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 221 | 7,849 |
| 当 期 純 利 益 | | 12,092 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 223 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 11,869 |

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 62,504 | 62,526 | 144,626 | △19,470 | 250,186 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 1 | | | 1 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △5,507 | | △5,507 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 11,869 | | 11,869 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △96 | | △96 |
| 自己株式の取得 | | | | △7,702 | △7,702 |
| 自己株式の消却 | | △19,800 | | 19,800 | — |
| 自己株式の処分 | | △41 | | 84 | 42 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 19,841 | △19,841 | | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 1 | △13,575 | 12,181 | △1,392 |
| 当 期 末 残 高 | 62,504 | 62,527 | 131,050 | △7,289 | 248,793 |

| 項 目 | その他の包括利益累計額 | | | | | | |
|----------------------|---------------------|-----------|-------------|-----------------------|---------------------------|---------|--|
| | そ の 他 有 評 金 繰 延 損 益 | 土 地 再 評 金 | 為 替 換 算 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,130 | 28 | △16,242 | 444 | 55 | △14,583 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 640 | △98 | 100 | △235 | △509 | △102 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 640 | △98 | 100 | △235 | △509 | △102 | |
| 当 期 末 残 高 | 1,770 | △70 | △16,141 | 208 | △453 | △14,686 | |

| 項 目 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|-------|---------|---------|
| 当 期 首 残 高 | 13 | 2,453 | 238,069 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | 1 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △5,507 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 11,869 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △96 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △7,702 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | | | — |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 42 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 0 | 149 | 46 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 0 | 149 | △1,345 |
| 当 期 末 残 高 | 13 | 2,602 | 236,723 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 22社

②主要な連結子会社の名称

ブルーリバース㈱、㈱青山キャピタル、
㈱アスコン、㈱青五、㈱エム・ディー・エス、
㈱栄商、㈱イーグルリテイリング、㈱g1ob、服良㈱、
ミニット・アジア・パシフィック㈱、他12社

なお、ミニット・アジア・パシフィック㈱、他9社については株式取得に伴い、
当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結子会社

青山洋服股份有限公司
青山洋服商業（上海）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

| | | |
|-----------------|----------------|---|
| 持分法適用非連結子会社 | — | 社 |
| 持分法適用関連会社 | — | 社 |
| 主要な持分法非適用非連結子会社 | 青山洋服股份有限公司 | |
| | 青山洋服商業（上海）有限公司 | |

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
その他有価証券 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの：移動平均法による原価法

② デリバティブ取引 時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品：主として個別法
製品、仕掛品：個別法
原 材 料：移動平均法
貯 蔵 品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 及び投資不動産
- a. 平成19年3月31日までに取得したもの
旧定率法
ただし連結子会社の建物(建物附属設備を除く)は主として旧定額法によっております。
- b. 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法
ただし連結子会社の建物(建物附属設備を除く)は主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|------------|
| 建物及び構築物 | 6年～39年、50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～12年 |
| その他 | 3年～20年 |
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
商標権及び契約関連資産については、主として経済的耐用年数(15年)に基づいて償却しております。
また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

15年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費 社債償還までの期間にわたり均等償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年～10年)による定額法により費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生会計年度の期間費用としております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び範囲(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度以降に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.05%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.70%、平成30年4月1日以降のものについては30.47%にそれぞれ変更されております。

その結果、当連結会計年度における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が449百万円減少し、法人税等調整額が479百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 90,616百万円
2. 投資不動産の減価償却累計額 4,344百万円
3. 事業用土地の再評価

当社及び連結子会社1社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
- ・再評価を行った年月日…平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△4,818百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類 | 場所 |
|------------------|-------------------|----------------------|
| 営 業 店 舗 | 建物及び構築物 その他 | 神奈川県相模原市他、 合計27物件 |
| 賃 貸 用 店 舗（閉 鎖 店） | 建物及び構築物 土地、その他 | 千葉県千葉市他、 合計3物件 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に、また、賃貸資産については、閉鎖した店舗の各物件毎にグルーピングしております。

競争の激化、賃料相場の低下等により収益性の低下している物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（959百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物及び構築物559百万円、土地218百万円、その他181百万円であります。

なお、各資産グループの回収可能価額は、固定資産税評価額等を基礎に算定した正味売却価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 55,394,016株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平成27年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,772 | 50 | 平成27年 3月31日 | 平成27年 6月29日 |
| 平成27年11月6日 取締役会 | 普通株式 | 2,734 | 50 | 平成27年 9月30日 | 平成27年 11月25日 |

平成27年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

また、平成27年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配 当 金 の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 5,649 | 105 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月30日 |

平成28年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金19百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 30,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い債券並びにコマーシャルペーパー等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債の発行による方針です。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

当社の連結子会社では、カード事業に付帯する金融サービス事業を行っております。当該事業を行うため、提出会社や銀行からの借入による間接金融のほか、社債の発行による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

国内の取引先及び個人に対する営業貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、連結子会社の信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し、運営をしております。これらの与信管理は企画本部により行われ、定期的に開催される取締役会で、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、内部監査室がチェックを行っております。なお、営業貸付金のうち、99%が特定の債務者に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価値の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期貸付金並びに敷金及び保証金は、店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務、未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、社債並びに長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払手段の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や社債、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|------------|---------|------|
| (1) 現金及び預金 | 57,544 | 57,544 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 18,536 | 18,536 | — |
| (3) 営業貸付金 | 48,915 | 48,742 | △172 |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ①満期保有目的債券 | 25,899 | 25,899 | — |
| ②その他有価証券 | 8,532 | 8,532 | — |
| (5) 長期貸付金 | 4,678 | 4,678 | — |
| (6) 敷金及び保証金 | 27,108 | 27,107 | △1 |
| 資産計 | 191,216 | 191,042 | △174 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 19,880 | 19,880 | — |
| (2) 電子記録債務 | 18,373 | 18,373 | — |
| (3) 短期借入金 | 3,050 | 3,050 | — |
| (4) 1年内償還予定の社債 | — | — | — |
| (5) 未払金 | 9,467 | 9,467 | — |
| (6) 社債 | 24,000 | 24,593 | 593 |
| (7) 長期借入金 | 58,000 | 58,261 | 261 |
| 負債計 | 132,770 | 133,625 | 854 |
| デリバティブ取引(※) | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | 423 | 423 | — |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの | (104) | (104) | — |
| デリバティブ取引計 | 319 | 319 | — |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価について、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状況が実行後、大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、営業貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、信託受益権及びコマーシャルペーパーについては、短期間で償還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金は、建設協力金であり、その時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定額を契約期間に対応する安全債券の利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローの見積りが可能であるものの時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定額を契約期間に対応する安全債券の利率で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)1年内償還予定の社債、

(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債並びに(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額1,233百万円)は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 4,366円41銭
- 1株当たり当期純利益 218円06銭

(注1) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 連結損益計算書上の親会社株主に に帰属する当期純利益 | 11,869百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰 属する当期純利益 | 11,869百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 54,432,789株 |

(注2) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 185,900株 期中平均の当該自己株式の数 185,900株

(その他の注記)

企業結合・事業分離に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ミニット・アジア・パシフィック株式会社
事業の内容 総合リペアサービス事業

② 企業結合を行った主な理由

ミニット・アジア・パシフィック株式会社は、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において「ミスターミニット」の統一ブランドのもと消費者向けに靴修理、鍵複製をはじめとした総合リペアサービスを提供しており、業界内におけるリーディングカンパニーとして、グループ全体で500以上の店舗を展開しております。

ミニット・アジア・パシフィック株式会社が提供するサービスを取り込むことにより、強みを有するスーツ分野に加え、アフターケア・グッズ分野における事業の拡大・充実にも大きく寄与し、当社が提供する付加価値が更に強化されるものと考えております。更に、ミニット・アジア・パシフィック株式会社の店舗を当社の既存顧客の皆様へのサービスサテライト拠点として活用することや、海外事業のノウハウを当社グループの海外事業展開の推進に活用すること等も将来的には十分実現可能と考えております。

また、ミニット・アジア・パシフィック株式会社にとりましても、当社グループが有する店舗網や顧客基盤等を活用することで事業の更なる拡大が図られ、今後の同社の成長戦略に弾みがつくものと確信しております。

以上のように、当社の中期経営計画の実現にとって、ミニット・アジア・パシフィック株式会社が提供するサービス、経営資源・ノウハウ等を当社に取り入れ、双方の強みを活かした事業戦略を展開していくことは極めて有効と判断し、ミニット・アジア・パシフィック株式会社の発行済株式及び新株予約権の全てを取得することにより同社を完全子会社化することを決定いたしました。

- ③ 企業結合日
平成27年12月16日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
ミニット・アジア・パシフィック株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率
議決権比率 100 %
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とする株式取得により、ミニット・アジア・パシフィック株式会社の議決権の100%を取得したためであります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成28年1月1日から平成28年3月31日
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 14,582百万円 |
| 取得原価 | | 14,582百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用 80百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
12,422百万円
- ② 発生原因
取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
- ③ 償却方法及び償却期間
15年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 2,764百万円 |
| 固定資産 | 7,356百万円 |
| 資産合計 | 10,120百万円 |
| 流動負債 | 5,560百万円 |
| 固定負債 | 2,400百万円 |
| 負債合計 | 7,961百万円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊與政 元治 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 駿河 一郎 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 安井 康二 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、青山商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 157,527 | 流動負債 | 50,585 |
| 現金及び預金 | 47,967 | 買掛金 | 12,101 |
| 売掛金 | 12,959 | 電子記録債権 | 18,084 |
| 有価証券 | 25,899 | 未払金 | 9,192 |
| 商品 | 45,389 | 未払費用 | 1,336 |
| 貯蔵品 | 624 | 預り金 | 89 |
| 前渡金 | 30 | 前受金 | 125 |
| 関係会社短期貸付金 | 19,700 | 未払法人税等 | 6,440 |
| 前払費用 | 2,726 | 賞与引当金 | 1,158 |
| 繰延税金資産 | 1,320 | リース債務 | 372 |
| 未収収益 | 14 | 資産除去債務 | 4 |
| その他 | 902 | その他 | 1,680 |
| 貸倒引当金 | △6 | | |
| 固定資産 | 181,211 | 固定負債 | 61,640 |
| 有形固定資産 | 97,529 | 長期借入金 | 50,000 |
| 建物 | 47,395 | 退職給付引当金 | 4,335 |
| 構築物 | 7,037 | 株式給付引当金 | 85 |
| 機械及び装置 | 868 | ポイント引当金 | 3,020 |
| 車両運搬具 | 16 | リース債務 | 682 |
| 器具備品 | 4,971 | 資産除去債務 | 806 |
| 土地 | 33,726 | その他 | 2,711 |
| 建設仮勘定 | 294 | 負債合計 | 112,226 |
| リース資産 | 3,218 | | |
| 無形固定資産 | 3,077 | 純資産の部 | |
| 借地権 | 850 | 株主資本 | 240,679 |
| 商標権 | 382 | 資本金 | 62,504 |
| ソフトウェア | 1,721 | 資本剰余金 | 62,526 |
| 電話加入権 | 112 | 資本準備金 | 62,526 |
| リース資産 | 9 | 利益剰余金 | 122,937 |
| 投資その他の資産 | 80,604 | 利益準備金 | 2,684 |
| 投資有価証券 | 8,547 | その他利益剰余金 | 120,253 |
| 関係会社株式 | 24,738 | 別途積立金 | 131,100 |
| 関係会社出資金 | 395 | 繰越利益剰余金 | △10,846 |
| 長期貸付金 | 4,566 | 自己株式 | △7,289 |
| 長期前払費用 | 894 | 評価・換算差額等 | △14,180 |
| 繰延税金資産 | 7,525 | その他有価証券評価差額金 | 1,759 |
| 敷金及び保証金 | 25,876 | 土地再評価差額金 | △15,939 |
| 投資不動産 | 7,628 | 新株予約権 | 13 |
| その他 | 453 | | |
| 貸倒引当金 | △21 | 純資産合計 | 226,512 |
| 資産合計 | 338,739 | 負債純資産合計 | 338,739 |

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 189,700 |
| 売 上 原 価 | | 76,713 |
| 売 上 総 利 益 | | 112,986 |
| 販売費及び一般管理費 | | 93,789 |
| 営 業 利 益 | | 19,196 |
| 営業外収益 | | |
| 受 取 利 息 | 244 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 3 | |
| 受 取 配 当 金 | 562 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 3,067 | |
| 為 替 差 益 | 479 | |
| そ の 他 | 273 | 4,632 |
| 営業外費用 | | |
| 支 払 利 息 | 63 | |
| 不 動 産 賃 貸 原 価 | 2,910 | |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損 | 712 | |
| そ の 他 | 55 | 3,741 |
| 経 常 利 益 | | 20,087 |
| 特別利益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 3 | 3 |
| 特別損失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 736 | |
| 減 損 損 失 | 936 | 1,673 |
| 税引前当期純利益 | | 18,417 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,654 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 249 | 6,904 |
| 当 期 純 利 益 | | 11,513 |

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 62,504 | 62,526 | — | 62,526 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △19,800 | △19,800 |
| 自己株式の処分 | | | △41 | △41 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 19,841 | 19,841 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 62,504 | 62,526 | — | 62,526 |

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,684 | 123,100 | 11,085 | 136,869 | △19,470 | 242,429 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | 8,000 | △8,000 | — | | — |
| 剰余金の配当 | | | △5,507 | △5,507 | | △5,507 |
| 当期純利益 | | | 11,513 | 11,513 | | 11,513 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △96 | △96 | | △96 |
| 自己株式の取得 | | | | | △7,702 | △7,702 |
| 自己株式の消却 | | | | | 19,800 | — |
| 自己株式の処分 | | | | | 84 | 42 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | △19,841 | △19,841 | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 8,000 | △21,932 | △13,932 | 12,181 | △1,750 |
| 当 期 末 残 高 | 2,684 | 131,100 | △10,846 | 122,937 | △7,289 | 240,679 |

| 項 目 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------|------------|------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差 額 金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,121 | △16,040 | △14,918 | 13 | 227,524 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | △5,507 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 11,513 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | △96 |
| 自己株式の取得 | | | | | △7,702 |
| 自己株式の消却 | | | | | — |
| 自己株式の処分 | | | | | 42 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 637 | 100 | 738 | 0 | 738 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 637 | 100 | 738 | 0 | △1,011 |
| 当 期 末 残 高 | 1,759 | △15,939 | △14,180 | 13 | 226,512 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品：個別法

貯蔵品：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (a) 平成19年3月31日以前に取得したもの
(リース資産を除く) 旧定率法

及び投資不動産 (b) 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6年～39年、50年

構 築 物 10年～50年

機械及び装置 12年

器具備品 3年～20年

②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (4) 株式給付引当金 従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、資産に係る控除対象外消費税額等は発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 89,114百万円
2. 投資不動産の減価償却累計額 5,846百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。
関係会社に対する金銭債権 74百万円
関係会社に対する金銭債務 4,179百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高 21,736百万円
 - 営業取引以外の取引による取引高 2,609百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 株 式 数 |
|---------|------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 普通株式(株) | 6,121,557 | 1,681,789 | 6,025,000 | 1,778,346 |

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

- 取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 1,681,000株
単元未満株式の買取による増加 789株
取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 6,000,000株
ストックオプションの権利行使による減少 25,000株

2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

- ① 当事業年度期首及び当事業年度期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
当事業年度期首 185,900株 当事業年度末 185,900株
- ② 当事業年度に増加または減少した自己株式数に含まれる信託が取得または売却、交付した自社の株式数
一株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|-----------|
| 未払事業税等 | 455百万円 |
| 賞与引当金 | 355百万円 |
| 貸倒引当金 | 8百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,322百万円 |
| 長期未払金 | 241百万円 |
| ポイント引当金 | 921百万円 |
| 資産除去債務 | 247百万円 |
| 減価償却費 | 3,495百万円 |
| 減損損失 | 2,470百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 407百万円 |
| その他 | 478百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 10,404百万円 |
| 評価性引当額 | △771百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 9,633百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|----------|
| 資産除去債務 | △70百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △716百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △787百万円 |
| 繰延税金資産の純額合計 | 8,845百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な事項別の内訳

法定実効税率 32.85%

(調整)

| | |
|----------------------|--------|
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.03% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.72% |
| 住民税均等割等 | 1.79% |
| 税率変更に伴う繰延税金資産の取崩し | 2.57% |
| その他 | 0.97% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.49% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.05%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.70%、平成30年4月1日以降のものについては30.47%にそれぞれ変更されております。

その結果、当事業年度における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が436百万円減少し、法人税等調整額が474百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------------|-------------------|-----------|---------------|-------|------|---------------|-------|
| | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | ㈱青山キャピタル | 所有 直接 100.0% | 兼任3人 | 資金の貸付 (注1) | 資金の貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 6,000 |
| 子会社 | ㈱イーグルリテイリング | 所有 直接 90.0% | 兼任2人 | 資金の貸付 (注1) | 資金の貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 4,000 |
| 子会社 | 服良㈱ | 所有 直接 100.0% | 兼任2人 | 資金の貸付 (注1) | 資金の貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 4,000 |
| 子会社 | ミニット・アジア・パシフィック㈱ | 所有 直接 100.0% | 兼任1人 | 資金の貸付 (注1) | 資金の貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 4,300 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ㈱青山キャピタル、㈱イーグルリテイリング、服良㈱、ミニット・アジア・パシフィック㈱に対する貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 4,224円49銭
- 1株当たり当期純利益 211円52銭

(注1) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

| | |
|--------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 11,513百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 11,513百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 54,432,789株 |

(注2) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 185,900株 期中平均の当該自己株式の数 185,900株

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月 5日

青山商事株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊與政 元治 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 駿河 一郎 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 安井 康二 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青山商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

| | | | |
|-----------|-------|---|---|
| 青山商事株式会社 | 監査役会 | | |
| 常任監査役（常勤） | 大 迫 智 | 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 大 木 | 洋 | ㊟ |
| 社外監査役 | 竹 川 | 清 | ㊟ |
| 社外監査役 | 渡 邊 | 徹 | ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、一層の利益還元を図るべく、中期経営計画期間中（平成28年3月期から平成30年3月期まで）、連結総還元性向130%を目処とした配当、自己株式取得を実施しております。

＜株主還元方針＞

① 配当方針

- ・連結配当性向70%を目処といたします。
- ・安定的な配当である普通配当を1株当たり100円（中間配当50円、期末配当50円）とし、上記配当性向を目処に計算した配当が、100円を上回る場合は、その差を業績連動配当として期末に特別配当を実施させていただきます。ただし、増資、株式分割など1株当たり利益に影響を及ぼす資本政策を実施した場合には、普通配当の金額を見直す可能性があります。

② 自己株式取得方針

- ・親会社株主に帰属する当期純利益の130%から配当総額を引いた金額を目処に、自己株式の取得を行います。

この配当方針に従い、当期の期末配当につきましては、普通配当として1株につき50円、特別配当55円、合計1株につき105円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当として1株につき50円をお支払いしておりますので、年間配当は、1株につき155円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき105円

その内訳

普通配当 50円

特別配当 55円

配当総額 5,649,164,850円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、自己株式の消却による繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第452条の規定に基づき、次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

| | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額 | |
| 別途積立金 | 20,000,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 20,000,000,000円 |

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役の監督機能及び経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------------------------------------|---|---------------|
| こばやし ひろあき 小林 宏明 (昭和50年7月12日生) | 平成12年4月 ㈱広島銀行入行 平成14年3月 日東製網㈱入社 平成14年5月 日東製網㈱社長室長 平成17年7月 日東製網㈱取締役 平成19年1月 日東製網㈱代表取締役(現任) 重要な兼職の状況 日東製網㈱ 代表取締役 日本ターニング㈱ 代表取締役 ㈱泰東 代表取締役 | — 株 |

(注) 1. 候補者 小林宏明氏は、新任候補者であり、また、社外取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 小林宏明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から、適切な助言、提言を行える人材として、適任と判断しております。

(2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である小林宏明氏の選任が承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

(4) 小林宏明氏の選任が承認可決された場合、㈱東京証券取引所等の定める独立役員に指定する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大木洋及び竹川清の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|----------------------|--|-----------|
| 1 | 大木洋 (昭18年10月27日生) | 平成10年7月 海田税務署長 平成11年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 平成12年7月 広島国税局調査査察部次長 平成13年7月 広島国税局調査査察部長 平成14年7月 退官 平成14年8月 税理士登録・開業 平成16年7月 当社監査役(現任) 重要な兼職の状況 安芸観光ゴルフ(株) 社外監査役 | 6,400株 |
| 2 | 竹川清 (昭27年4月11日生) | 昭和55年9月 公認会計士登録 昭和56年2月 税理士登録 平成8年12月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成20年7月 当社監査役(現任) | 2,000株 |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、いずれも社外監査役候補者であります。
なお、候補者両氏は(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外監査役の選任理由及び職務を適切に遂行できる理由について
① 大木洋氏は、税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、業務適正及び法令遵守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
② 竹川清氏は、公認会計士であり、監査法人の代表社員を経験するなど、会計、財務など幅広い知識で、業務適正及び法令遵守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
(2) 当社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
(3) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
(4) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第36条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、各社外監査役候補者につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

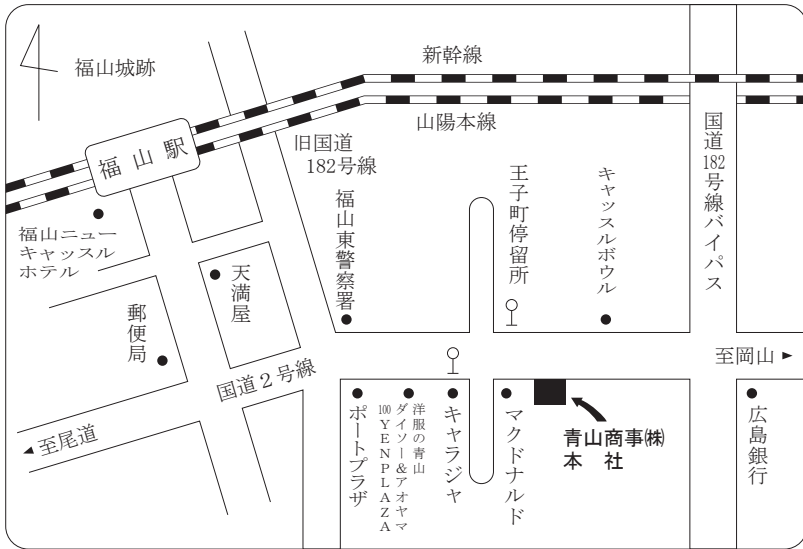
以上

<メモ欄>

<メモ欄>

(株主総会会場ご案内略図)

会 場 広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
電話 (084) 920-0050



◎交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前